

長沙五一廣場東漢簡牘譯注稿 第一層 下（一〇三～一二九簡）

五一廣場東漢簡牘研究會（飯田祥子・章瀟逸・角谷常子・藤本航輔・鷺尾祐子）

本稿は、長沙五一廣場東漢簡牘（以下、五一廣場簡と略稱する）第一層出土簡に對する譯注である。五一廣場東漢簡牘研究會ホームページ（<https://gotinokai.jimdofree.com/>）上で發表してきた「長沙五一廣場東漢簡牘譯注稿暫定版」（六）に修正を加えたものである。

す。文字の配置は、『壹』圖版・釋文に基づき、できるだけ原簡の字配りを反映させている。底本と異なる記號は以下のとおりである。

斜體：別筆。

【一】…文例により釋文を補う。

『一』…原文における脱文を補う。

…レイアウトの都合で改行が生じる場合、簡文の連續を示すために挟む。

凡例

一、本譯注は長沙五一廣場東漢簡牘の簡牘整理序號、【釋文】、【訓讀】、【現代語譯】、【注】、【所見】からなる。ただし一部省略した項目もある。

二、簡番號は「一簡（①-1）」のように、「簡牘整理序號（原始出土編號）」で示す。原始出土編號は、二〇一〇年に長沙（Changsha）五一廣場（Wuyi Guangchang）の一號窖（Jiao）から出土したことを示す「2010CWJ1」と、窖の堆積層を示す①②③、整理過程で振られた算用數字からなるが、「2010CWJ1」は省略した。

三、【釋文】は原則として、長沙市文物考古研究所・清華大學出土文獻研究與保護中心・中國文化遺產研究院・湖南大學嶽麓書院編『長沙五一廣場東漢簡牘（壹）』（中西書局、二〇一八年）「釋文」頁所載の釋文を底本とするが、圖版および圖版附載の釋文によって一部修正を加えている。底本の釋字を改めた場合は【注】に記

四、『壹』に圖版が掲載されていない簡、および圖版が掲載され墨跡は確認できるものの、釋讀不能の簡は示さない。

五、簡の排列は『壹』に従う。他簡との綴合により排列を變更する場合、簡番號の若いものに従い、【所見】で注記する。

六、【注】、【所見】で五一廣場簡を引用する際は「『壹』一」のように、原則的に「『收録書略稱』簡牘整理序號」で示し、原始出土編號は省略する。ただし、「簡報」および『選釋』收録簡については原始出土編號を併記する。

七、簡の大きさは『壹』「簡牘編號及尺寸對照表」によるが、『參』「壹・貳輯簡牘編號及尺寸更新表」において訂正された簡はそれによっている。材質については『壹』同表「形制」欄に基づく

が、「竹簡」とあるものは「竹質」、「木兩行」「木牘」および「封檢」「楬」「函封」とあるものは「木質」と表記する。

引用資料

- 『簡報』：長沙市文物考古研究所「湖南長沙五一廣場東漢簡牘發掘簡報」(『文物』二〇一三・一六)
- 『選釋』：長沙市文物考古研究所等編『長沙五一廣場東漢簡牘選釋』(中西書局、二〇一五年)
- 『壹』『貳』『參』『肆』『伍』『陸』：長沙市文物考古研究所等編『長沙五一廣場東漢簡牘(壹)(貳)(參)(肆)(伍)(陸)』(中西書局、二〇一八・二〇一九・二〇二〇年)
- 里耶秦簡：陳偉主編『里耶秦簡牘校釋(第一卷)』(武漢大學出版社、二〇一二年)
- 居延漢簡：舊簡・簡牘整理小組編『居延漢簡(壹)(貳)』(中央研究院歷史語言研究所、二〇一四・二〇一五年)、新簡・張德芳主編『居延新簡集釋(七)』(甘肅文化出版社、二〇一六年)
- 肩水金關簡：姚磊『肩水金關漢簡釋文合校』(中國社會科學出版社、二〇二二年)
- 尹灣漢簡：連雲港市博物館等編『尹灣漢墓簡牘』(中華書局、一九九七年)
- 東牌樓簡：長沙市文物考古研究所等編『長沙東牌樓東漢簡牘』(文物出版社、二〇〇六年)
- 走馬樓吳簡竹簡：長沙簡牘博物館等編『長沙走馬樓三國吳簡・竹簡(貳・伍)』(文物出版社、二〇〇七・二〇一八年)

引用文獻

中文

- 蔡雨萌 二〇二一 a 「五一廣場簡牘雷旦・張重財產糾紛案」簡冊復原再議(簡帛網二〇二一・〇八・二〇)
- 蔡雨萌 二〇二一 b 「讀《長沙五一廣場東漢簡牘(伍・陸)》札記」(簡帛網二〇二一・〇九・一三)
- 陳夢佳 二〇二二 「從長沙五一廣場東漢簡牘看東漢『寬大詔書』的製作與實踐」(黎明釗・劉天朗編『臨湘社會的管治磐基：長沙五一廣場東漢簡牘探索』三聯書店(香港))
- 何佳・黃樸華 二〇一五 「試探東漢『合檄』簡」(長沙市文物考古研究所等編

『長沙五一廣場東漢簡牘選釋』中西書局)

黃樸華・羅小華 二〇二〇 「長沙五一廣場東漢簡牘中的「象人」」(『出土文獻』二〇二〇・四)

- 角谷常子 二〇一〇 「中國古代下達文書的書式」(『簡帛研究』二〇〇七)
- 羅小華 二〇二〇 「五一廣場簡牘所見名物考釋(二)」(『簡牘學研究』九)
- 馬小菲 二〇二〇 「五一廣場簡中的立秋案驗與麥秋案驗」(簡帛網二〇二〇・〇四・二二)
- 汪蓉蓉 二〇一九 「《長沙五一廣場東漢簡牘》綴合(四)」(簡帛網二〇一九・一一・二三)
- 楊小亮 二〇二二 「五一廣場東漢簡牘冊書復原研究」(中西書局)
- 楊振紅 二〇二三 「五一廣場簡牘豫言考實雷旦訴書佐張董案賄案假期書補論——兼論『爰書』」(『史學集刊』二〇二三・二)
- 嚴耕望 一九六一 「中國地方行政制度史 甲部 秦漢地方行政制度」(中央研究院歷史語言研究所、一九六一年初版、一九九〇年三版)
- 伊強 二〇一七 「《光初四年石表》文字考釋及文書構成」(『四川文物』二〇一七・三)
- 周海鋒 二〇一八 a 「《長沙五一廣場東漢簡牘【壹】》選讀」(簡帛網二〇一八・一二・二六)
- 周海鋒 二〇一八 b 「《長沙五一廣場東漢簡牘》文書復原舉隅(一)」(簡帛網二〇一八・一二・二六)
- 周海鋒 二〇二〇 「《長沙五一廣場東漢簡牘》所見永初年間三份詔書淺析」(『簡帛』二〇)
- 簡帛網：武漢大學簡帛研究中心 (<http://www.bsm.org.cn/>)

日文

- 『漢簡語彙』：京都大學人文科學研究所簡牘研究班編『漢簡語彙：中國古代木簡辭典』(岩波書店、二〇一五年)
- 大庭 脩 一九七九 『木簡』(學生社)
- 滋賀秀三 一九八四 「唐律における共犯」(『清代中國の法と裁判』創文社)
- 章 瀟逸 二〇二二 「後漢中期官文書簡の基礎的研究——長沙五一廣場東漢簡牘を中心に——」(京都大學大学院人間・環境學研究科『歴史文化社會論講座紀要』一九)
- 章 瀟逸 二〇二三 「漢代賊捕掾考」(京都大學大学院人間・環境學研究科『歴史文化社會論講座紀要』二〇)
- 高村武幸 二〇一五 「中國古代簡牘の分類について」(『秦漢簡牘史料研究』(汲古

書院)

永田英正 一九九四『漢代石刻集成』(同朋舎出版)

宮宅 潔 二〇一一『司空』小考—秦漢時代における刑徒管理の一斑—(『中國古代刑制史の研究』京都大學學術出版會)

律令研究會 一九八七『譯註日本律令七—唐律疏議譯註篇三』(東京堂出版)

譯注

一〇三簡 (①:104) 23.0 × 2.8cm 木質

【釋文】

君教諾

【訓讀】

君教。諾す。

【現代語譯】

君教。承諾した。

【所見】

君教兩行簡。一七簡參照。

一〇四簡 (①:105-1) 23.7 × 1.5cm 木質

【釋文】

A面:

□有……

B面:

印……

一一四+一〇五簡 (①:106-1+①:105-2) * 一〇五 = 『選釋』 一四

一一四 11.4 × 3.2cm 一〇五 12.0 × 3.4cm 木質

【釋文】

……長沙大 守審丞虞(1)告中部督郵 書掾常(2)謂臨湘(3)寫移(4) 書

……辭有增 異正處(5)關副言(6)會 月廿日(7)如南郡府書(8)

【訓讀】

……長沙大守の審・丞の虞が中部督郵書掾の常に告げ、臨湘に謂う。

寫移す。書……。辭に増異有らば、正處し、副を關し、言え。月の廿

日に會せ。南郡府書の如くせよ。

【現代語譯】

……長沙大守の審・丞の虞が中部督郵書掾の常に告げ、臨湘に謂う。

寫して送る。書……。供述に變更があれば、正しく審らかにして(太

守府に報告し)、(縣は)副本を(督郵書掾に)上申し、報告せよ。今月

二十日を期限とせよ。南郡府書のとおりにせよ。

【注】

(1)長沙大守審・丞虞:「大守」は「官職名。太守のこと。郡の長官」(『漢簡語彙』)。太守の「審」は、『壹』三五五+三五七、『貳』六九四、『肆』一五〇六にみえる。「丞」は「官職名。次官」(『漢簡語彙』)。長沙郡の丞(太守丞)の「虞」は『壹』三五五+三五七、「簡報」五(③:325-1-140)にみえる。

(2)中部督郵書掾常:長沙郡の中部を管轄する督郵書掾。「督郵書掾」は「督郵掾」に同じで、郡が縣を監督するために設置した官職。「其月廿七日、中部督郵掾收充・福穀獄」(『陸』三三〇+二二八四)。「部」は、管轄する區域。四簡【注】(10)參照。督郵掾の「部」は文獻史料にもみえる。「後太守鮑昱請獲(略)昱自往問何以致雨、獲曰、急罷三部督郵(李賢注。續漢書曰、監屬縣有三部、每部督郵書掾一人)」(『後漢書』方術列傳上・高獲)。五一廣場簡では、長沙郡の「部」として「中部」「東部」「西部」、および「都部」を確認できる。「三月七日辛未、

長沙太守審・丞虞、告兼賊曹掾崇・史信、中・東・西部勸農督郵書掾常・良・黨」〔壹〕三五五+三五七)、「民詣都部督郵掾自言」〔選擇〕四五(3325-1-103)。「中部」の「常」がみえる。

(3) 告…謂……に告げ…に謂う。通達する。先行研究では下達対象者の身分によって「告」「謂」が使い分けられるとされる。「大庭一九七九」〔章二〇二二〕参照。しかし五一廣場簡の例では郡發信文書と縣發信文書で、下達対象者の身分は逆轉しているようである。「長沙太守審・丞當、告兼賊曹掾湯・史安・兼中部勸農督郵書掾育、謂臨湘」〔貳〕六九四)、「臨湘令君・丞、告守左尉、謂北部」〔肆〕一四五四)。「角谷常子二〇一〇」は、西北漢簡においても、身分差では説明できない例を挙げ、「告」は同一官署内の官吏、「謂」は他の官署の官吏を對象とする傾向があるとする。

(4) 寫移…「書き寫して送る」〔漢簡語彙〕。「攸長豹・丞種、叩頭移臨湘。寫移。書御、令史白長吏」〔貳〕四〇七)。

(5) 辭有増異、正處…供述に變更があれば正確に審らかにする。一簡【注】(4)～(6)、八二簡【注】(12)参照。「正處言」の用例が多いが、本簡は長沙太守府發信の文書であり、「正處」のみで太守府に報告を求める「正處言府」〔貳〕六二二等)と同じと考えられる。「長沙太守渡・行丞事益陽守長信、謂臨湘。寫移。書到、實核正處。如前會日・南郡府書・律令」〔貳〕五七六)。

(6) 關副言…副本を上申して報告する。「關」は「報告する。上申」〔漢簡語彙〕。「十一月八日關中部督郵」(走馬樓吳簡竹簡『伍』三六〇三)。「副」は、「副本。文書などの控え」〔漢簡語彙〕。また、「副言」と熟して、同じ文書を別のところにも送るという意味の用例がある。

「南巡園陵、特詔(太尉楊)秉從。南陽太守張彪與帝微時有舊恩、以車駕當至、因傍發調、多以入私。秉聞之、下書責讓荊州刺史、以狀副

言公府」〔後漢書〕楊秉列傳)。しかし、上申して副言するでは意味がとおりづらい。五一廣場簡には【所見】に引用する『貳』六〇〇、『貳』六六六+六七四のように、「言府」「關副在所」という表現が見られる。これは督郵書掾から縣への文書であり、縣に對して太守府に「言」うことと、督郵書掾の在所に「關副」することを求める。本簡の「關副」も、副本を在所に上申する意であろう。なお、「關」が文書を目的語に取る例に「及落、唯官關書府、令居延調給、敢言之」(居延漢簡182)がある。

(7) 會月廿日…今月の二十日を期限とせよ。「會」は、「あわせる。漢簡では所定の期限に合わせることをいう場合が多い」〔漢簡語彙〕。「亟考實明證檢驗、正處言。會月八日」〔參〕一〇五二)。

(8) 如南郡府書…南郡太守府からの要請文書のとおりにする。「府書」は、都尉府や太守府などからの文書。八八簡【注】(3)参照。

【所見】

綴合は、「楊小亮二〇二二」二二二頁による。

本簡は、太守府發信で、中部督郵書掾と臨湘縣に送られた下行文書である。第二行の命令文言「正處關副言」には「副」の送付先が書かれていないが、督郵書掾であると理解した。その根拠は、督郵書掾と臨湘縣が關係し、「關副」の語がみえる以下の下行文書である。

二月八日丙辰長沙太守兼中部勸農督郵書掾育 有案問寫移

臨湘書到亟考實姦詐 明正處言府關副在 所會月十五日

＝ 毋妄拘轂

(『貳』六〇〇)

閏月十五日庚辰長沙太守中部勸農督郵書掾郎待事史佑督 察
＝ 有案問寫移

臨湘書到實核正處言府 關副在所會麥秋後五日如 律

〔貳〕六六六六七四

これらの簡では「關副在所（督郵書掾の在所に副本を提出せよ）」と命令が下されており、臨湘縣から中部督郵書掾に副本を送付することがあった。本簡の「關副」は、「臨湘縣から中部督郵書掾へ副本を送付せよ」という命令を省略したものであり、臨湘縣のみを対象とすると考えられる。副本の送付先が明示されないのは、自明であるためであろう。つまり、中部督郵書掾には「正處言府」、臨湘縣には「正處言府」「關副中部督郵書掾在所」という命令を下すと考えられる。

一〇八簡 (①:105-5) 16.1 × 2.9cm 木質

【釋文】

□……職事……敢言之

【所見】

「職事（留遲／無狀）惶恐叩頭死罪敢言之」は上行文書の結びの文言である。一簡【注】（8）（9）参照。よって、本簡は木兩行簡を使用した文書冊書の末尾にあたる。

一一一簡 (①:105-8) 21.9 × 2.7cm 〔參〕訂正值 木質

【釋文】

□……孝以□年□ 老□□□□□墓□ 輔□（1）□□□□□□□□
 □……王□□□□ ……□

【注】

（1）□…整理者は「薑」と釋讀する。圖版では墨跡の右下に右斜めの筆畫が存在し、薑とは釋讀しがたいので、不明字とした。

【所見】

整理者は、第一行の「老」から「墓」の下一文字目までを中段とするが、若干短い。「以」と「年」の間に編綴の空格があった可能性がある。

一一二簡 (①:105-9) 20.2 × 2.8cm 木質

【釋文】

□ 鄉有秩（1）□（2）佐（3）□□□□□
 □…… 前掾屬（4）男子□□俱□□□□ 沙王□□□□有前□□□

【訓讀】

……鄉有秩の□・佐の□□□□……前に掾の屬、男子の□□俱□□□□
 沙王□□□□有前□□

【注】

（1）鄉有秩…郷におかれた秩百石の吏。三六簡【注】（2）参照。
 （2）□…圖版の殘畫によれば「明」の可能性がある。「南郷有秩明」〔選釋〕五三（③325-1）がある。

（3）佐…郷佐であろう。郷におかれた少吏。賦税徴收を擔當する。三六簡【注】（3）参照。

（4）掾屬…掾である屬という人物。「掾」は、「官職名。各官署に置かれた下級の屬官」〔漢簡語彙〕。「屬」にも「官職名。中央、地方の官署におかれた下級の屬官」〔漢簡語彙〕の意味がある。しかし、「掾」や「屬」等の官職名が「男子」に係る例は五一廣場簡では確認できず、男子の後の人名は姓名で書かれる。四九簡【注】（2）参照。「男子□□」の直後に「俱」とあり、「男子□□」の他に一名以上の人物が登場することが想定されるため、「屬」を人名とした。呉簡に「屬」という名が確認できる。●婢男弟仕伍屬年八歳、屬女弟汝年六歳（走馬樓呉簡竹簡〔貳〕一六六五）。あるいは掾に従屬する人員である可

能性もあるか。「出魚三頭 五月丙申食奮怒司馬駱褒官屬三人人壹食」(「肩水金關簡73EJF3:147」)。ただし圖版では、筆畫が確認しがたく、別字である可能性もある。

【所見】

兩行簡であること、および官職名や官職のみえる位置が『壹』三六と共通する。郷が發した上行文書の冒頭簡であらう。なお、「沙」の前後で、釋文上の空格位置が『壹』圖版頁と釋文頁掲載のものと異なる。圖版に基づき、圖版頁に従った。

一 一 七 + 一 一 五 簡 (①:106-4+106-2) 一 一 七 11.1 × 2.1cm¹ 一 一 五 12.5 × 2.5cm 木質

【釋文】

A面…

□面色(1)與截(2)辵(3)合叔敬(4)與文 高(5)共財(6)俱載泉陵
 〓〓 (7)男子李 少□□ (8)□□□叔敬文高

到南亭(9)時少張仲(10)凡有九人 仲度(11)不能處(12)其五

〓〓人主□□ ……文高決去(13)

B面…

……柱□(14)……

【訓讀】

……□面色截の辵と合う。叔敬、文高と財を共にし、俱に泉陵男子の李少……に載す。……叔敬・文高、南亭に到る。時に少・張仲、凡そ九人有り。仲度、其の五人を處(つまび)らかにする能わず。主□□……文高決去す……(A面)
 ……柱□……(B面)

【現代語譯】

……□面色は截の供述と一致します。叔敬は文高と財産を一緒にして、ともに泉陵男子の李少……に載せました。……叔敬・文高は南亭にいたりました。その時には少と張仲で、合計九人いました。仲度は、そのうち五人を審らかにすることができません。主□□……文高は別れて去りました。……(A面)
 ……柱□……(B面)

【注】

(1) 面色…顔色。「不待切脈望色(正義。素問云、面色青、脈當弦急。面色赤、脈當浮而短。面色黑、脈當沈浮而滑也)」(『史記』扁鵲列傳)、「德爲國黃耆(顏師古注。考、老人面色不淨如垢也)」(『漢書』師丹傳)。轉じて容姿を言うこともあるか。「或骨體嫵麗、面色稱媚、上不憎而善生、恩澤洋溢過度、未可謂賢」(『論衡』定賢)。あるいは顔のかたちと顔色。手配書などでは、対象者の「色」と「面」の特徴が記される。「爲人黃皙色橢面、長七尺三寸」(里耶秦簡八〇八九四)。

(2) 截…人名。「之泉陵、捕得截」(『貳』四九七)、「贛妻截」(『參』九六六)、「截・孝執必具知相隨」(『伍』一八六〇)と同一人物であらう。

(3) 辵…供述。一簡【注】(4)参照。

(4) 叔敬…人名。「不能悉處叔敬・李叔・赦所得臧物匹數」(『參』九二六)。

(5) 文高…人名であらうが、他に確認できない。

(6) 共財…財を共有する。「王者始起、封諸父・昆弟、與己共財之義、故可以共土也」(『白虎通』封公侯)。ここでは、財物を一つにまとめるという程度の意味であらうか。複数の人物の分け前をまとめるという意味の動詞として、「合」を用いる例もある。「赦與叔合臧、盛籠中」(『壹』八〇)。いわゆる同居共財の「共財」(「重性溫厚、有法度、三世共財、子孫朝夕禮敬、常若公家」『後漢書』樊宏列傳)との関係は不明。「通

「財」という語もある(九三簡【注】(5)参照)が、それとの違いも不明。

(7) 泉陵…零陵郡泉陵縣。零陵郡治。八〇簡【注】(11)参照。

(8) 載…□□…を□□に積載する。「□□」は船の種類名であろう。

「載」は、「積んで運ぶ」(『漢簡語彙』)。五一廣場簡では、特に船に載せる意味で用いる。「僦載泉陵男子李叔成櫓」(『壹』八〇)、「縹・狼載福船中」(『壹』三九五)、「皮船載官米財」(『簡報』例五(3)：325-1-140)。五一廣場簡には、「櫓船」(『貳』四六二、「貳」七〇九)、「刺船」(『壹』三八三、「貳」五一〇)、「棋船」(『選釋』三七(3)：325-1-139)等、様々な船種がみえる。

(9) 南亭…臨湘縣所屬の亭名。「廷移臨湘書曰、南亭長桓建檄言」(『參』一〇五三)、「延平元年九月、鄱男子殷熹自言本事。在此中。南亭主」(『貳』六六〇)。關聯簡の「哀・高下船、長仙弟仲渡追送到南亭、入船」(『肆』一六六九)、「赦從南亭還」(『陸』一二三〇+二四九八)にもみえる。

(10) 張仲…人名。「廷書曰、男子張仲證□劉□忍有舅父王敬宅」(『選釋』六八(3)：325-1-54)にもみえるが、「張仲」以外の人名は本簡と共通しない。

(11) 仲度…人名。「哀・高下船、長仙弟仲渡追送到南亭、入船」(『肆』一六六九)、「仲度不能處」(『貳』四九七)。

(12) 不能處…審らかにすることができない。わからない。「處」は、審らかにする。一簡【注】(6)参照。

(13) 決去…別れて去る。「因泣下霑衿、與武決去(顏師古注。決、別也)」(『漢書』蘇建傳・蘇武)、「語絕、謝、決去」(『貳』五〇九)。

(14) 柱□…文字の位置はほぼ簡の中心にあたり、二行書きとして書かれたようではない。A面との関係は不明。

【所見】

關聯簡については八〇簡【所見】参照。本簡は「仲度」の「辭」を吏が報告する部分か。

一七一七+一一六簡(3)：266-49+①：106-3) 一七一七 11.9 × 2.5cm、一一六 11.4 × 2.2cm 木質

【釋文】

A面：

東門(1)捕得(2)殺人賊景苟本(3)

B面：

東門亭捕得

殺人賊景苟本

【訓讀】

東門、殺人賊の景苟を捕得するの本。(A面)

東門亭、殺人賊の景苟を捕得するの本。(B面)

【現代語譯】

東門が殺人賊の景苟をとらえた本。(A面)

東門亭が殺人賊の景苟をとらえた本。(B面)

【注】

(1) 東門…B面の記載により、「東門」は「東門亭」の省略か、誤記であろう。「東門亭」は他に確認できないが、「東門里」は南郷にあった。「案都郷利里大男張雄、南郷匠里舒俊、逢門里朱循、東門里樂竟」(『陸』二五八六+二七五二)。

(2) 捕得…取り押さえる。つかまえる。八八簡【注】(6)参照。

(3) 本…「本事」のこと。事案の経緯。六簡【注】(3)・七簡【注】

(3) 参照。

【所見】

『壹』掲載の二一六簡は、『伍』において一七一七簡と綴合された。ただし『壹』と『伍』では、一一六簡のA面B面が逆になっており、ここでは『伍』に従った。両面同文タイプ、「高村二〇一五」形状分類一型の楯である。六簡【所見】参照。

楯には、事件の発生地、あるいは擔當を「某亭部」「某亭主」として示す例がある。「永元十六年九月。靡亭部。殺鄧世賊這勸本事」(『貳』五〇一)、「男子謝佑殺周衰亡本事。駟聖亭主」(『壹』一二五)。本簡の「東門」「東門亭」も、亭が事件を擔當する、あるいは亭部が事件発生地であることを示す可能性がある。

一一八簡 (①:106-5) 7.7 × 1.5cm 木質

【釋文】

☐死罪敢言之

【所見】

兩行簡の右側下端の部分である。「敢言之」の下に空白をのこすが、文書の結びか、または「廷」等に對する平出のためと考えられる。一簡【注】(9)参照。前者であれば、文末の「敢言之」で文書は完結し、第二行は空白である。「復言。綏・竝・厚・戎・封・陽、職事無狀惶恐叩頭死罪死罪敢言之」(『壹』三二八)。後者であれば、文書冒頭の「敢言之」であり、下の空白をのこして改行され、第二行は「廷」等からはじまる。「駟聖亭長范、叩頭死罪敢言之。廷書曰」(『壹』二二〇)。

一一九簡 (①:106-6) 8.3 × 1.3cm 木質

【釋文】

書(1) 一☐

【注】

(1) 書：整理者は「☐書」とするが、圖版からは「書」の上方に文字の痕跡は確認できない。

【所見】

『貳』四八五のような、發送される文書に添附された簡の右側上端部で、もとは「書一封」と記載されていたと考えられる。九簡【所見】参照。

一二〇簡 (①:107) 23.4 × 2.8cm 木質

【釋文】

冒俱加功者(1)以故奉之曷 所恨言猥痛(2)辟吏考 問(3)曷奉

|| 辭(4)不以斫(5)建狀報(6)

語曷曷未有見罪(7)又商 賀(8)逐召(9)馮建未還請 且適(10)曷

|| 司空牢檻(11)須商

【訓讀】

……冒俱に加功者なり。故を以て奉、曷の所に之く。恨、言えらく、「痛みを猥(おそ)れ、吏を辟(さ)く」と。曷・奉を考問するに辭すらく、「建を斫(き)るの狀を以て曷に報(しら)せ語らず」と。曷、未だ見罪有らず。又た商・賀、馮・建を逐召し、未だ還らず。請うらくは且(しばらく)く曷を司空の牢檻に適し、商……を須ち……

【現代語譯】

……冒はともに加功者です。そのため奉は曷の所に行きました。恨が言うには、「苦痛をおそれ、吏を避けました」とのことです。曷・奉を考問したところ供述するには、「建を切りつけた状況について曷に

知らせ聞かせてはいません」とのことです。曷はまだ見罪がありません。また商と賀は馮と建を逐召して、まだ歸っていません。どうかしばらく曷を司空の牢檻に行かせ、商……を待ち……

【注】

(1) 加功者：實行犯。「功」は、犯罪を實行する。手を下して人を傷つける。九七簡【注】(2) 参照。「加功」は、實際に手を下す。手立てを加える。「有一郡守篤病久、佗以爲盛怒則差。乃多受其貨而不加功。無何棄去、又留書罵之」(『後漢書』方術列傳下・華佗)。唐律では計畫殺人において、首謀者に從屬して殺人を實行する者を「加功者」と言う。「諸謀殺人者、徒三年。已傷者、絞。已殺者、斬。從而加功者、絞。不加功者、流三千里」(『唐律』謀殺人)。「律令研究會一九八七」参照。「滋賀秀三一九八四」は「加功」を「犯行に際して直接的な役割を果たすこと」とする。ここでも傷害の實行犯を言うと考えられる。五一廣場簡では、「無復有他人加功者」(『壹』四四六+三三二)、「誰復加功者」(『貳』四九八)、「問武、不敢證登加功」(『貳』五三二)というように、「加功者」の存在や誰であるかを問題にすることがある。

(2) 猥痛：苦痛を恐れる。「周海鋒二〇一八a」は、「猥、畏に通じ」と言う。「捶楚之下、無求不得、囚人畏痛、飾辭應之」(『晉書』劉隗列傳)、「住立、詩畏痛自誣」(『選釋』一一七(③285))。

(3) 考問：調べ問いただす。訊問する。六五簡【注】(1) 参照。

(4) 辭：供述。一簡【注】(4) 参照。

(5) 斫：打つ。たたき切る。八五簡【注】(6) 参照。

(6) 以々狀報……の狀況について……に知らせる。「袁盎等以宋宣公不立正、生禍、禍亂後五世不絶、小不忍害大義狀報太后」(『史記』梁孝王世家・褚少孫補)、「德以狀報語惠」(『壹』三四二)、「以狀報語走」

(『貳』六九二)。

(7) 見罪：現にある罪。現時點で明白になっている犯罪。「見」は「現にある」(『漢簡語彙』)。「臣謹考之周禮九伐之法、平權凶惡、逆節萌生、見罪十五。昔九黎亂德、黃帝加誅。項羽罪十、漢祖不捨。權所犯罪豐明白、非仁恩所養、宇宙所容」(『三國志』吳書吳主傳・黃武元年・裴松之注所引『魏略』)、「請且以見罪正誦法、起秋實核、有異復處言」(『壹』三九七)。

(8) 商・賀：逐召する側であるので、吏の名であろう。「商」という名の吏には、「掾商」(『壹』三九二)・「掾祝商」(『貳』四三七等)、「賊捕掾胡商」(『貳』六一八)、「亭長李商」(『陸』四三〇〇+二五〇八+四三三二)がいる。「賀」には、「賊曹掾呂賀」(『肆』一四三二)がいる。

(9) 逐召：追跡調査して召し出す。四簡【注】(7) 参照。

(10) 適：行く。行かせる。「適、之也」(『說文解字』辵部)。「適」には「とがめる。譴責する。罰として。『適』『適』に同じ」(『漢簡語彙』)の意味もある。「度拔刀欲斫叔、不中、無狀。適度作下津橫屋二月」(『壹』三〇七)。しかし、本簡や『貳』四一五では、捜査が途中であるために、「且(しばらく)」対象者を拘禁することを請うている。「董付良錢、時無證左。請且適董獄牢監。願假期逐召佟、考實正處言」(『貳』四一五)。このように目的語に收容施設名をとる場合、そこに行かせて拘禁すること、つまり、留置の状態をいうと考えられる。「楊振紅二〇二三」参照。

(11) 司空牢檻：司空の收容施設。「司空」は官職名。勞働力の維持・管理を擔當し、刑徒の管理を行う。また、人員の收容機能を持ったため、收容施設が未決囚收容の場として利用される「宮宅二〇一一」参照。「牢檻」は、牢獄。收容施設。「(張)磬不肯出獄、方吏牢持械節(略)。磬備位方伯、爲國爪牙、而爲尚所枉、受罪牢獄。(略)尚不徵

者、磔埋骨牢檻、終不虛出、望塵受枉」（『後漢書』度尚列傳）。本簡では、捜査中の留置に利用される。【注】（10）引用の『貳』四一五には「獄牢監」がみえる。「牢檻」と「牢監」は同じ施設であろうが、「獄」と「司空」の違いは不明。「君教。諾。勅獄司空條」（『選釋』二七（336-3））とあり、同一施設を指す可能性もある。なお「周海鋒二〇一八a」は「牢檻」を「牢監」ととり、犯人を看守する責任を負う官吏とする。しかし、それでは『貳』四一五は文脈が取りがたい。本簡・『貳』四一五ともに、官職名ではなく、收容施設と解した。

【所見】

「周海鋒二〇一八a」は、「出之息舍。其日舖時、還留宿曷舍。明十一日、奉・建與□斫崔建狀報語曷。奉未有服、舜、曷不知情。輒令奉□」（『貳』六六二）と同一冊書とする。複数の固有名詞が共通することから關聯することに疑いはないが、文字の印象が異なり、同一冊書であるか否かは判断しがたい。

内容は傷害事件捜査の途中経過を報告し、「曷」の拘禁を要請するものである。「奉」と「冒」が「建」に危害を加えた事件において、「曷」が關與したか否かが問題となっている。「曷」が首謀者であることが疑われているのであろう。「商」「賀」はこの事件を擔當する吏であるが、この文書の發信者ではない。「恨」「馮」が何者かはわからない。

一一一簡 (①:108) 12.4 × 2.9cm 木質

【釋文】

□殺區雲(1)於何 所匿菴曰前之醴陵(2)界中(3)

□密可爲小舍 匿菴曰善我今所持矛小服

【訓讀】

「……區雲を殺して何れの所に匿る」と。菴曰く、「前に醴陵界中に之き……」と。「……密、小舍を爲りて匿るるべし」と。菴曰く、「善し。我今持つ所の矛小さくして、服……」

【現代語譯】

「……區雲を殺してどこに匿れていたのか」と言った。菴は、「前に醴陵縣内へ行き……」と言った。(某が菴に)「……密、小屋を作つて匿れるのがよい」と言った。菴は、「それはよい。私が今持っている矛は小さくて、服……」

【注】

(1) 區雲…人名。一〇〇+一〇一+一〇二簡に「菴鬪殺男子區雲」としてみえる。

(2) 醴陵…長沙郡醴陵縣。「長沙郡(略)。醴陵」(『續漢書』郡國志四・荊州)。

(3) 界中…境界の範圍内。三簡【注】(6)参照。

【所見】

關聯簡は一〇〇+一〇一+一〇二簡【所見】参照。關聯簡に、「卿與我易持卿隻矛。戸、可。即以矛與菴。菴復謂戸、我遷之去有所之奏爲、數日復來。語絕、謝、決去」(『貳』五〇九)とあり、「菴」が「戸」の矛を受け取ったとみえることから、本簡の會話は「戸」と「菴」のものと考えられる。一〇〇+一〇一+一〇二簡にも、「菴」が矛を所持していることがみえる。

「楊小亮二〇二二」二一四頁(「五一簡未發表殘簡(木質載體)綴合表」)によれば、本簡は未公開の四〇四八簡と綴合される。

一三〇+一三一+一二二簡 (①:116-2+①:116-3+①:109) 一三〇
7.1 × 1.4cm¹ 一三二 7.0 × 1.4cm¹ 一三二 16.3 × 2.7cm 木質

【釋文】

大怒呼尼歸語絶(1)斗去

臭斗未復還視(2)夜護 恚夜將尼去

|| 即持所

有木枡矛(3)一之山草(4)中追 求尼到旱山中見尼與夜 俱在舍下未

|| 到甘歩

【訓讀】

……大いに怒りて尼を呼ぶに歸らば語絶ゆ。斗、去れり。臭、斗の未だ復(もと)り還らざれば夜を視る。護、夜の尼を將いて去れるを恚(いか)り、即ち有する所の木枡矛一を持ちて山草中に之き、尼を追求し、旱山中に到るや、尼の夜と俱に舍下に在るを見る。未だ到らざる(と)甘歩……

【現代語譯】

……たいへん怒って尼を呼んだら歸ってきたので話はやんだ。斗は去った。臭は斗がまだ戻ってこなかったたので、夜を見守っていた。(二方)護は、夜が尼をつれ去ったのをいかり、すぐさま所有する木枡矛一本を手にして山野中に行き、尼を追求め、旱山中に到ると、尼が夜といっしょに舍下にいるのをみた。二十歩手前……

【注】

(1)語絶…會話がおわる。「志謂鍛、餘四千願須後。鍛可。語絶。鍛持錢還歸舍、以狀報語走」(『貳』六九二)。

(2)視…「みまう。様子を尋ねる」「やしなう。世話をする」(『漢簡語彙』。「詔即遣小黄門視參疾、太醫致羊酒」(『後漢書』龐參列傳)、「高妻姬病、時高上歸視姬」(『參』九四八)。

(3)木枡矛…木製の柄つきの矛。「弄走入籠戸、尚恚弄與相報應、取所有木枡矛一、墨從戸外刺弄左脅創一所」(『壹』三四五)。「鋼矛」の部分の名稱として「木枡」がみえる。「謹案文書、完犯法鋼矛一枚、

長二尺七寸廣一寸一分、木枡并長八」(『參』一一四五)。「羅小華二〇

二〇」は、「矜」は「矜」であり、「矜、矛柄也」(『說文解字』矛部)等によつて矛や戟の柄であるとし、「木枡矛」は、「木矜矛」で、木柄の矛ではないかとする。あるいは、ヒサカキで作った柄がついた矛か。「矜」は、「植物名。ヒサカキ」(『漢簡語彙』)。

(4)山草…山や草むら。山野。「百姓聞孫郎至、皆失魂魄。長史委城郭、竄伏山草」(『三國志』呉書孫討逆傳・裴松之注所引『江表傳』)。

【所見】

關聯簡は九七簡【所見】参照。

一一三三簡 (O:110) *『選釋』一五 237 × 32cm 木質

【釋文】

延平元年十月乙巳朔八日 壬子兼獄史封(1)行丞事

永||

|| (2)叩頭死罪敢言之

謹移案診(3)男子劉郎大奴 官(4)爲亭長董种(5)所格殺(6) 爰書

|| 象人一讀(7)

【訓讀】

延平元年十月乙巳朔八日壬子、兼獄史の封・行丞事の永、叩頭死罪して敢えて之を言う。謹みて男子の劉郎の大奴の官、亭長の董種の格殺する所と爲るを案診する爰書・象人一讀を移す。

【現代語譯】

延平元年(殤帝、一〇六年)十月乙巳朔八日壬子、兼獄史の封・行丞事の永が叩頭死罪して申し上げます。謹んで男子の劉郎の大奴である官が、亭長の董種に殺害されたものを検分した爰書と象人一點を送付します。

【注】

(1) 兼獄史封：「兼」は、兼ねる。兼任する。吏の立場や地位を示し、「兼」のつかない吏よりも一ランク低い地位を示す場合がある。三七簡【注】(1) 参照。「獄史」は、縣の獄の史。「雒陽令秩千石、(略) 鄉有秩・獄史五十六人」(『續漢書』百官志五・縣鄉・劉昭注所引「漢官」)。「封」という名の吏は複數みえるが、「兼□曹史封」(『壹』三七) 等がある。

(2) 行丞事永：行臨湘縣丞事の永。「行」事は、「自らの本務以外に、他の職務を代行する」(『漢簡語彙』)。「永」が臨湘縣丞の職務を代行することを意味する。ただし、「行」事とは言え、縣丞が獄史よりも後に書かれており、奇妙である。あるいは「兼獄史」の「獄」が「丞」にもかかり、「行獄丞事」か。尹灣漢簡 YM6D2 では、縣獄丞は秩二百石で、東海郡では鄉縣に設置されている。「宮宅二〇一一」参照。「獄史・行獄丞事」の順番にも違和感はある。「兼獄史」が兩者にかかり、「兼獄史封」と「兼獄史行丞事永」、または「兼獄史封行丞事」と「兼獄史永」であろうか。本簡と同様に、「行丞事」と「獄史」が発信者となる文書では、「行丞事朗・兼獄史尉言。男子龍孟殺鄧石爰書」(『貳』五七九)、「兼行丞事弘・兼獄史良、叩頭死罪。謹移象人・爰書一牘。敢言之(A)。兼行丞事區弘名印(B)」(『伍』一八五四+三〇八五+一〇九八) というように、「行丞事・獄史」の順である。吏の「永」には、官職・姓不明の「永」がいる(『肆』一四四八+一三八七)。

(3) 案診：調べる。檢分する。「案」は、「捜査する。取り調べる」(『漢簡語彙』)。「診」は、體の状態をみて調べる。檢分する。「莽疑其詐死、有司奏請發賢棺、至獄診視(顏師古注。謂發冢取其棺柩也。診、驗也)」(『漢書』佞幸傳・董賢)、「太古有岐伯・俞拊、中世有扁鵲・秦和、蓋論病以及國、原診以知政(顏師古注。診、視驗。謂視其脈及色候

也)」(『漢書』藝文志・方技略)、「槃瓠遂銜人頭造闕下、羣臣怪而診之、乃吳將軍首也(李賢注。診、候視也)」(『後漢書』南蠻西南夷列傳・南蠻)、「官復詣曹、診右足上有毆創一所、廣袤五寸。不與解相應」(『貳』四二九+四三〇)。

(4) 男子劉郎大奴官：男子劉郎が所有する大奴の官。【所見】引用の『貳』五三八+『壹』三九三に、「小盜男子劉郎所有奴吉・官」とみえる。

(5) 亭長董种：陽馬亭長の董种。「种」は、【所見】引用の『貳』五三八+『壹』三九三にみえる。「亭長」は、亭におかれ、治安に關わる吏。三簡【注】(3) 参照。

(6) 格殺：たたかつて殺害する。打ち殺す。「今日設君臣之禮、反更殺亂、兒戲尚不如此、皆可格殺(李賢注。相拒而殺之曰格)」(『後漢書』劉盆子列傳)、「純逐捕胡・幽、胡・幽不就捕、各拔刀戟矛圍圍刺擊。純格殺胡・幽」(『壹』三三六)。

(7) 爰書・象人一讀：公證文書と人體模型一點。「爰書」は、官により内容が證明された文書、公證文書。三六簡【注】(6) 参照。「讀」は「牘」。「牘」と書かれることもある。三六簡【注】(8) 参照。「象人」は、人を象つたもの。ひとがた。人體模型。「黃樸華・羅小華二〇二〇」は實例として、木俑^③をあげる。木俑の各所には「創一所」と書き込まれており、傷害被害者の傷の位置と程度を書き込むためのものとする。また、本簡と類似的の文言が記載された簡はいずれも「象人・爰書一牘」の順となっており、本簡の「爰書・象人一讀」はその誤記とする。

【所見】

固有名詞の「劉郎」「官」「种」が共通することにより、本簡と君教本牘『貳』五三八は同一案件に關わるものと考えられる。『貳』五三

八は「汪蓉蓉二〇一九」によって、『壹』三九三と綴合されている。

兼左賊史英助史壽白陽馬 亭長种言掩捕小盜男

子劉郎所有奴吉官々以矛刺 种々以所持刀斫官創三所官

以格辜物故吉捕得數亭丞 儻兼掾重議屬功曹辟(?)

君教若 行丞事兼賊曹掾史各一人 迎取吉并診官死得吏便

勅遣當言府復白

延平元年九月廿八日壬寅白

(第五行「勅」、整理者は「刺」としていた。用例により改めた)

(『貳』五三八+『壹』三九三)

亭長の「种」が奴の「官」を殺害した事件について、縣丞・兼掾は行丞事と兼賊曹掾史に「官」の屍體を檢分させることを提案し、縣令の「諾」を得ている。日付は延平元年九月二十八日で、本簡の十日前にあたる。本簡は、五三八+三九三簡に基づく指示命令を受け、行丞事らが提出した「官」の檢屍報告書の送り状であろう。ただし本簡では、行丞事と兼獄史が發信者であり、兼賊曹掾史は關與しない。

「一讀」の後は空白がのこされており、改行して平出したと考えられる。五三八+三九三簡には「當言府」とみえるので、九五簡のように「廷言府」等が續くのではないか。ただし、「廷」で平出する場合、その直前は「敢言之」(『壹』二二三・『壹』三八一)か「唯」(『壹』八四・『壹』九五等)である。ここでは「唯」があつてもよさそうだが、それがない。四〇簡【注】(1)参照。

西北漢簡では通常、「行丞事」の前に丞の事を行う人物の官名・諱が續く。「三月丙午、張掖長史延行大守事、肩水倉長湯兼行丞事、下屬國農部都尉小府縣官」(居延漢簡1033)。それに對して本簡は「行丞事永」である。一方、本官を明記する例もある。「行丞事益陽守長信」(『貳』五七六)、「行長沙大守文書事大守丞當」(『貳』六七二)、「長沙大

守行文書事大守丞虞」(「簡報」例五(③:325-140))。この三例は行事の官が先に、本官が後に置かれ、漢碑の例と共通する。「行長史事卞守長擅」(乙瑛碑。「永田一九九四」参照)、「行丞事大笮守長常」(邛都安斯鄉石表。「伊強二〇一七」参照)。

一一四簡(①:111) *『選釋』四二 126×8.3cm 木質

【釋文】

A面…

□長沙大守中部督郵書掾陳苗(1)印

□永初二年四月卅日乙丑起御門亭(2)

B面…

□張戍(3)

□周承(4)

□鄧昭已到(5)五月五日付(6)

【訓讀】

長沙大守中部督郵書掾陳苗印。永初二年四月卅日乙丑、御門亭より起つ。(A面)

張戍、周承、鄧昭。已に到る。五月五日付す。(B面)

【現代語譯】

長沙大守中部督郵書掾陳苗の印。永初二年(安帝、一〇八年)四月三十日乙丑に御門亭より發信。(A面)

張戍、周承、鄧昭。已に到着した。五月五日に渡した。(B面)

【注】

(1)長沙大守中部督郵書掾陳苗…長沙太守の屬僚で郡の中部を管轄する督郵書掾の陳苗。「督郵書掾」は、「督郵掾」に同じで、郡が縣を監督するために設置した官職。一一四+一〇五簡【注】(2)参照。五一

廣場簡では、郡吏の官職名には「某郡太守」を冠することがある。

「長沙大守中部案獄掾豐、有案問移臨湘」(『肆』一五〇七)、「武陵大守伏波營軍守司馬鄧、叩頭死罪敢言之」(『簡報』例五(③325-1-140))以下も同様の表現である。「東海大守功曹」(尹灣漢簡 YN6D15)、「都尉五官掾」(肩水金關簡 EJ137.780)、「居延甲渠候令史」(居延漢簡 198.20)。「陳苗」は他に確認できない。

(2) 御門亭…臨湘縣の亭名。「理訟掾伉・史寶・御門亭長廣、叩頭死罪白」(『選釋』四九(③325-4-43))。「辭皆曰、縣民、各有廬舍御門・都亭部」(『壹』三〇四)、「調署伍長、輒與御門・庾門・逢門亭長充・德等、并力循行」(『參』一〇二二)にもみえ、都亭や庾門亭・逢門亭と近接していると考えられる。都亭に近い門亭とすれば、縣城の門に設置された亭か。

(3) 張戌…「戌」の筆畫は不明瞭である。『壹』三八一の人名「張茂」の「戌」部分に似、兩者は同一人物の可能性がある。「張茂」は東部郵亭掾である。

(4) 周承…名前の下に、墨跡らしき縦線がみえる。確認済みを示す墨線を入れたか。

(5) 到…「人や物がある場所や時點にいたる。達する」(『漢簡語彙』)。文書が届くことを言う用例も多い。「部吏皆匿不言。書到、趣逐捕必得亟考實」(『壹』一二八)、「從掾位惺言。考實倉曹史朱宏・劉宮臧罪竟解書。十二月七日、到」(『壹』三六七)。ただし、人が到着した意ならば、張戌ら三名が到着したことを言うか。

(6) 付…「手渡す。與える」(『漢簡語彙』)。「先是有詐作尺一詔書、以玄爲大將軍、允爲太尉、共録尚書事。有何人天未明乘馬以詔版付允門吏」(『三國志』魏書諸夏侯曹傳・夏侯玄)、「十二月二日付證」(『壹』三三一)。

【所見】

合檄の下端部分である。「何佳・黃樸華二〇一五」参照。

A面とB面は別筆である。またB面は、人名と「已到」以下は筆跡が異なる可能性がある。

四月三十日に御門亭から発信され、「付」は五月五日である。御門亭から縣廷某部署まで六日間かかっている。

一二五簡(①:112) *『選釋』四〇、「簡報」例十 13.4 × 6.2cm

木質

【釋文】

A面…

男子謝佑殺周

衰亡本事(1)

駟望亭(2)主

B面…

男子謝佑殺周衰本(3)

【訓讀】

男子の謝佑、周衰を殺して亡ぐるの本事。駟望亭主。 (A面)

男子の謝佑、周衰を殺すの本。 (B面)

【現代語譯】

男子の謝佑が周衰を殺害して逃亡した事件の本事。駟望亭が擔當する。 (A面)

男子の謝佑が周衰を殺害した事件の本。 (B面)

【注】

(1) 本事…事案の経緯。六簡【注】(3) 参照。

(2) 駟望亭…臨湘縣の亭名。『壹』一二二一、『壹』一二三〇、『參』一〇

六四、『參』一〇六七、『伍』一九二七、『陸』二四九二にみえる。
『壹』二三〇では「駟望亭長」が「東部勸農賊捕掾」とともに文書を
發しており、駟望亭は「東部」に管轄されていた。

(3)本…整理者は「本事」と釋讀しているが、圖版からは確認できな
い。「本事」を「本」とする場合がある。七簡【注】(3)参照。

【所見】

兩面同文タイプ、「高村二〇一五」形狀分類一型の楬である。六
簡【所見】参照。

一一六簡 (①:13) * 『選釋』一六 232 × 30cm 木質

【釋文】

廣亭部(1)董上丘旦橋丘(2)與男 子丞願雷勒相比近知習(3)

|| 輔農以田作眞(4)旦續紡爲

事(5)普以吏次(6)署(7)獄掾(8)董良 家子(9)給事縣備獄書佐(10)

|| 不處(11)年中良給事縣永初元

【訓讀】

……廣亭部。董は上丘、旦は橋丘、男子の丞願・雷勒と相い比近し知
習す。輔・農は田作を以て、眞・旦は續紡もて事と爲す。普は吏次を
以て獄掾に署せらる。董は良家子にして縣に給事し、獄の書佐に備
う。不處年中に、良は縣に給事し、永初元……

【現代語譯】

……廣亭部。董は上丘、旦は橋丘、男子の丞願・雷勒とたがいにとな
りあいよく知っています。輔・農は耕作、眞・旦は紡績を生業としま
す。普は吏次によって獄掾に任命されました。董は良家子として縣に
給事し、獄の書佐にあてられました。某年中に、良は縣に給事し、永
初元……

【注】

(1)廣亭部…亭部名。『貳』六五六、『肆』一四七二等にもみえる。本
簡の關聯簡には、「董・旦桑鄉廣亭部」(『壹』三三九)とあり、「桑鄉」
と「廣亭部」には管轄の重なる部分があつたことを示唆する。「亭部」
は、亭が管轄する範圍。四簡【注】(10)参照。

(2)上丘・橋丘…丘名。「丘」は、領域を示す語。八九簡【注】(5)
参照。

(3)相比近知習…たがいとなりあいよく知る。八九簡【注】(6)・
九〇簡【注】(1)参照。

(4)眞…「楊小亮二〇二二」一五一頁は圖版に基づいて「莫」に改め
る。人名であり、判斷しがたく、整理者に從つた。

(5)以…爲事…を生業として從事する。九〇簡【注】(2)参照。

(6)吏次…吏として特定の職務につく序列を意味する語か。五一廣場
簡には、「某+以吏次署+官職名」の例が散見される。「今年九月不處
日、良以吏次署杆亭長」(『壹』三八〇)、「邯以吏次署都亭長」(『參』一
一二)、「福吏次今年四月六日、兼庾亭長」(『貳』六九二)。類似する
表現として、西北漢簡には「秩次」(「建武五年八月甲辰朔戊申、張掖居
延城司馬武、以近秩次行都尉文書事」居延漢簡 EPT25153A)や「功次」
(「以功次遷補肩水候」居延漢簡 6256)がみられる。「秩次」は「以(近)
秩次行…事」とあるように、秩の序列が近いこと、他の官職の職務
を代行すること、「功次」は「以功次遷補／爲+官職名」というよう
に、功勞の序列で昇進する場面で使われる。「吏次」も何らかの序列
であると考えられる。吏を序列どおりに任用すべきといった認識は、
同時代の詔勅にもみられる。「秋七月庚寅、勅司隸校尉・部刺史曰、
(略)郡國欲獲豐穰虛飾之譽、遂覆蔽災害、多張墾田、不揣流亡、競
增戶口、掩匿盜賊、令姦惡無懲、署用非次、選舉乖宜、貪苛慘毒、延

及平民」(『後漢書』殤帝紀・延平元年)。

(7) 署…配屬する。任につける。九〇簡【注】(6)参照。

(8) 獄掾…縣の屬吏の一種。獄事を擔當する。「嚴耕望一九六一」參照。

(9) 良家子…「家柄が卑賤でない家の子女」(『漢簡語彙』)。「太子舍人、二百石。本注曰、無員、更直宿衛、如三署郎中(劉昭注。漢官曰、十三人、選良家子孫)」(『續漢書』百官志四・太子少傅)、「桓帝末、以六郡良家子爲羽林郎」(『後漢書』董卓列傳)、「岑陞字公孝、南陽棘陽人也。父豫、爲南郡太守、以貪叨誅死。陞年少未知名、往候同郡宗慈、慈方以有道見徵、賓客滿門、以陞非良家子、不肯見」(『後漢書』黨錮列傳・岑陞)。

(10) 給事縣備獄書佐…縣に從事し獄書佐の職につけられた。「給事縣」は、縣の仕事に從事すること。九〇簡【注】(4)参照。「書佐」は、屬吏の一種。四簡【注】(1)参照。「備+役職名」の例には、「玄不處年中、備郵亭掾」(東牌樓簡三)がある。一方、「給事縣某年月日……」として、縣に從事している人物が、某年月日に職務を與えられたことを意味する例がある。「貪・社・熊以故吏給事縣。熊元興元年十二月不處日、署長賴亭長」(『壹』九〇)、「通同產兄育、給事府、今年五月十日受遣將徒」(『選擇』六三(③325-437))。本簡末尾の「不處年中、良給事縣、永初元」は、こうした記述であろう。

(11) 不處…不明。不詳。某。一八〇七+八簡【注】(7)参照。

【所見】

關聯簡は多い。簡冊の復元や事件の詳細については、「蔡雨萌二〇二一a」、「蔡雨萌二〇二一b」、「楊小亮二〇二二」一四九—一六二頁、「楊振紅二〇二二」參照。

一一七簡 (①:114) 232 × 3.1cm 木質

【釋文】

右部賊捕掾備(1)言考實(2)

男子尹士不在界中(3)書

【訓讀】

右部賊捕掾の備、言う。男子の尹士の界中に在らざるを考實するの書。

【現代語譯】

右部賊捕掾の備が報告する。男子の尹士が管轄区域内にいなかった件を調査した文書。

【注】

(1) 右部賊捕掾備…「賊捕掾」は、賊を捕らえることをつかさどる屬吏。「敝使賊捕掾絮舜有所案驗(顏師古注。賊捕掾、主捕賊者也)」(『漢書』張敞傳)、「右賊史牧、兼史蒙・勝白。右部賊捕掾敬等犢言、男子張度與黃叔爭言鬪」(『壹』三〇七)。臨湘縣は複数の「部」(四簡【注】(10)参照)に分けられ、賊捕掾は「部」を管轄する。「章二〇二三」参照。

(2) 考實…調査する。一簡【注】(3)参照。

(3) 界中…境界の範圍内。三簡【注】(6)参照。本簡の場合、右部賊捕掾の管轄區域内を指す。

【所見】

上行文書冊書の標題簡。一六簡【所見】参照。開封の日附や宛先が記載されるものが多いが(『壹』三三四等)、本簡では確認できない。

一一八簡 (①:115) 22.7 × 3.1cm 木質

【釋文】

A面…

永初二年七月乙丑朔廿七日辛

卯北部賊捕掾向游徼汎(1)叩頭死

Ⅱ罪敢言之廷下

詔書(2)曰告隸校尉部刺史(3) 甲戌詔書罪非殊死(4)

且勿

Ⅱ案驗(5)立秋如故

B面…

北部賊捕掾丞向名印

七月 日 郵人以來 史 白開

【訓讀】

永初二年七月乙丑朔廿七日辛卯、北部賊捕掾の向・游徼の汎、叩頭死罪して敢えて之を言う。廷、詔書を下して曰く、『司』隸校尉・部刺史に告ぐ。甲戌詔書に、罪殊死に非ざれば、且(しばらく)く案驗する勿れ。立秋もて故の如くせよ…… (A面)

北部賊捕掾の丞向の名印。七月 日 郵人以て来る。史 白して開く。(B面)

【現代語譯】

永初二年(安帝、一〇八年)七月乙丑朔二十七日辛卯、北部賊捕掾の向・游徼の汎が叩頭死罪して申し上げます。縣廷は詔書を下してこうありました。『司』隸校尉・部刺史に告ぐ。甲戌詔書には、罪が殊死でなければ、しばらく取り調べてはならない。立秋になれば元々行っていたようにせよ。…… (A面)

北部賊捕掾の丞向の名印。七月 日、郵人が持参した。史の が申し上げて開封した。(B面)

【注】

(1)北部賊捕掾向・游徼汎…「賊捕掾」は、賊を捕らえることをつかさどる屬吏。一二七簡【注】(1)参照。「游徼」は、「官職名。縣に屬

し、見回りや盜賊の取り締まりを職務とする」(『漢簡語彙』)。「鄉置有秩・三老・游徼」(略)游徼掌徼循、禁司姦盜」(『續漢書』百官志五・縣鄉)。「發信者に「向」と「汎」を含む簡に、『貳』五四六、『貳』六八六がある。

(2)廷下詔書…「廷下」で改行し、「詔書」を平出する。通常「敢言之廷」とある場合、廷を平出する。一一八簡【所見】参照。太守府からの文書を傳達する場合も同様に、「敢言之」で改行し、「廷移府」が冒頭に配置され、「廷」に對する平出が行われる。「東部郵亭掾茂叩頭死罪敢言之。廷移府記曰」(『壹』三八二)。しかし、本簡では「詔書」が優先され、「廷」は平出されない。「章二〇二二」参照。

(3)告隸校尉・部刺史…「隸校尉」は、司隸校尉のこと。整理者が按語で指摘するように、「告」と「隸」の間には「司」字が抜けている。「詔告司隸校尉・河南尹・南陽太守曰」(『後漢書』皇后紀上・和熹鄧皇后)。「部刺史」は「刺史」、「官職名。州に置かれた監察官」(『漢簡語彙』)。司隸部を監察する官職が司隸校尉である。「外十二州、每州刺史一人」(略)建武十八年、復爲刺史、十二人各主一州、其一州屬司隸校尉」(『續漢書』百官志五・州郡)。

(4)殊死…「極刑。極刑に相當する罪」(『漢簡語彙』)。「其令中都官・三輔・郡・國出繫囚、罪非犯殊死一切勿案」(李賢注。殊死謂斬刑。殊、絶也)、「見徒免爲庶人」(『後漢書』光武帝紀上・建武五年)、「甲子詔書、罪非殊死、且復假期。請收秋處言、不敢出十月十日」(『選釋』八九③3251-8)。

(5)案驗…「取り調べる。證據をもとに調査する」(『漢簡語彙』)。「罪非殊死、且勿案驗」(『貳』四二三)。

【所見】

兩行簡を使用した「敢言之」上行文書冊書の冒頭簡である。背面の

記載については八八簡参照。

本簡と共通する内容を持つ簡がある。「周海鋒二〇一八b」参照。

永初二年七月乙丑朔十九日癸 未桑鄉守有秩牧佐躬助 佐鮪种

〓敢言之廷下

詔書曰甲戌詔書罪非殊

死且勿案驗立秋如故 去年雨

〓水過多穀傷民

〔貳〕四一四A

飢當案驗逕召輕微耗

擾妨奪民時其復假 期須收秋毋爲煩苛

〓書

謹到牧躬鮪种惶恐叩頭 死罪死罪敢言之

〔貳〕四〇二+四一七

これによれば、もともと「立秋」以降に案驗せよという命令があった（甲戌詔書）が、このたびの「廷下詔書」において、「收秋」を待つて案驗せよと命じたことがわかる。また「周海鋒二〇二〇」は、本簡と未公開の二六六一簡とが連続することを指摘し、全文を示している。それによれば、本簡冊書と四一四簡冊書は後半部分の内容も共通する。兩冊書は日附も近く、同じ縣廷發信下行文書の受領を報告する。これらの上行文書については、「馬小菲二〇二〇」「陳夢佳二〇二二」参照。

一一九簡 (①:16-1) 21.8 × 1.1cm 木質

【釋文】

A面：

廷移府書(1)曰言(2)考實(3) 男子由夷(4)殺妻廋(?) (5)捕得

〓 (6) 物故(7)姦詐(8)盡今失聞□

B面：

兼北部賊捕掾江鄆(9)名印 史 白開

【訓讀】

……廷、府書を移して曰く、言えらく、男子の由夷、妻の廋を殺し、捕得するも物故するの姦詐を考實す。今を盡くすまで期を失い……

(A面)

兼北部賊捕掾の江鄆の名印。史 白して開く。(B面)

【現代語譯】

……縣廷は府書を送付してこうありました。(臨湘縣の)報告によると、男子の由夷が妻の廋を殺害し、捕らえたが死亡した件の悪事について調査しました。今に至るまで期限を守らず…… (A面)

兼北部賊捕掾の江鄆の名印。史の が申し上げて開封した。(B面)

【注】

(1)府書…(長沙)太守府からの文書。八八簡【注】(3)参照。

(2)言…と報告していた。過去の報告書の引用を導く表現。「言」は、「報告する。申し上げる。申請する」(『漢簡語彙』)。「言」の主語には、過去の報告者名が記される。「府告兼賊曹史湯・臨湘。臨湘言、攸右尉謝栩與賊捕掾黃忠等別問僦趙明宅者完城旦徒孫詩」(『選釋』一七(3285))。本簡では主語がみえないが、太守府は臨湘縣からの報告を引用して臨湘縣に命令を下しているため、自明ゆえに省略されたと考えられる。

(3)考實…調査する。一簡【注】(3)参照。

(4)由夷…人名。五一廣場簡には由姓が多い。「男子由併殺桑鄉男子黃徹匿不覺」(『貳』六六四+五四二)。蠻夷とされる人物の姓にもみられる。「由商自言、蠻夷越疆長由意・意弟舒、殺商季父□、亡」(『貳』五三七+七八六)。

(5)廋(?)…人名。「妻」の後には妻の名が續く例がある。「黃達・

番建、鬼新魯本、節訊宏妻南等」(『壹』三三三+三三四)。ただし、圖版では字形がはっきりみえず、別字の可能性もある。

(6) 捕得…取り押さえる。つかまえる。八八簡【注】(6)参照。

(7) 物故…人の死。九七簡【注】(10)参照。

(8) 姦詐…惡事。八四簡【注】(2)参照。

(9) 兼北部賊捕掾江鄆…「兼」は、兼ねる。兼任する。吏の立場や地位を示し、「兼」のつかない吏よりも一ランク低い地位を示す場合がある。三七簡【注】(1)参照。「賊捕掾」は、賊を捕らえることをつかさどる屬吏。一二七簡【注】(1)参照。「江鄆」は他に確認できない。「東部勸農賊捕掾鄆」(『貳』四一一)はみえるが、「王鄆」(『貳』四一二)なので、別人である。

【所見】

A面で言えば、右半分と下端が缺けている。B面の記載により、「敢言之」上行文書冊書の冒頭簡であることがわかる。八八簡参照。

(附記)

『長沙五一廣場東漢簡牘(柒)(捌)』(中西書局、二〇二三年)が刊行され、二〇二四年三月に入手した。本譯注(第一層 上・中・下)は、當該書を参照できない段階で執筆したものである。

研究會(二〇一八～二〇二三年度)參加者は、青木俊介(清泉女子大學)・安部聰一郎(金澤大學)・飯田祥子(古代學協會)・章瀟逸(武漢大學)・鈴木直美(明治大學)・角谷常子(龍谷大學)・高村武幸(明治大學)・藤本航輔(明治大學)・宮宅潔(京都大學)・鷲尾祐子(立命館大學)である。

本稿はJSPS科研費19K01027の助成を受けたものである。

いいだ さちい

(古代學協會客員研究員)

しょう しょういつ

(武漢大學簡帛研究センターPD研究員)

すみや つねこ

(龍谷大學文學部特任教授)

ふじもと こうすけ

(明治大學後期課程退學)

わしお ゆうこ

(本學文學部非常勤講師)